

パブリックコメント手続きの実施結果について

1. 概要

意見を募集した政策等の名称：白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（案）について

意見提出期間：令和8年2月2日～令和8年3月3日

意見提出者数：106名

意見件数：133件

2. 提出された意見の概要とそれに対する町の考え方

No.	意見	町の考え方
1	<p>私は白老町内において一定規模の土地を所有する土地所有者です。当該土地は立地条件等の制約から住宅地や一般的な事業用地としての利用が困難であり、現実的な活用手段としては、再生可能エネルギー、特に太陽光発電事業用地としての売却や活用が想定されてきました。再生可能エネルギーの推進自体については、その社会的意義を理解しており、これを否定する立場ではありません。</p> <p>しかしながら、本条例改正案において、津波災害警戒区域を「抑制区域」と位置付け、再生可能エネルギー施設の設置について自粛要請および配慮義務を課すことには、土地所有者の財産権との関係において重大な法的問題が内在していると考えます。</p> <p>① 実質的規制による財産権制約の問題 本条例改正案は、抑制区域における取扱いについて、形式上は許認可や禁止を伴う「規制」ではないと整理しています。しかし、条例として行政の抑制的意思が明確に示されることにより、当該区域内の土地について、再生可能エネルギー事業者による取得・利用が事実上困難となることは容易に予見されます。</p> <p>このような状況においては、土地の売却可能性や市場価値、流動性が著しく低下し、土地所有者は当該土地を経済的に有効活用する機会を失うこととなります。これは、土地の使用・収益・処分という財産権の中核的内容に対し、行政行為に準ずる効果をもって制約を及ぼすものであり、実質的には財産権制約として評価され得るものです。</p> <p>補償規定や代替処置を伴わないまま、このような実質的制約を課すことは、憲法第29条との関係において慎重な検討を要する問題であると考えます。</p> <p>② 立法目的・手段の合理性に関する問題 津波災害警戒区域は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、警戒避難体制の整備を目的として指定される制度であり、土地利用や特定用途を抑制することを本来の目的としていません。</p> <p>その区域を根拠として、再生可能エネルギー施設のみを対象に抑制的措置を講じることにについては、目的と手段との合理的関連性が明確とは言えません。特に、住宅や他の事業用途が同様の対象とされていない中で、再生可能エネルギー施設に限って実質的制約を課することは、合理的根拠を欠くとの評価を免れないと考えます。</p> <p>この点について、立法事実および必要性の具体的な説明が示されない限り、条例改正案の法的安定性には疑問が残ります。</p>	<p>本条例は自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を目的としたものであり、町民からの不安の声を受け、今回の改正で新たに「災害の防止」の観点を追加いたしました。</p> <p>環境や防災への配慮は「公共の福祉」による対応であり、財産権の侵害にはあたらないものと捉えております。</p> <p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
1 続き	<p>③予見可能性および信頼保護の観点からの問題 土地所有者は、現行法令や行政運用を前提として、土地の取得・保有・活用に関する判断を行っています。津波災害警戒区域が指定されているからといって、土地利用が制限される制度設計ではなかったにもかかわらず、後から条例改正により「抑制区域」と位置付けられることは、土地所有者にとって著しく予見困難です。 このような後出制的な制度変更により、既存の土地利用計画や処分計画が実質的に否定されることは、法的安定性および信頼保護の観点からも大きな問題を含んでいます。</p> <p>結論 以上のとおり、本条例改正案における「抑制区域」の設定は、形式上は規制ではないとされているものの、実務上は土地の使用・収益・処分という財産権の本質的内容に対し、実質的な制約を課すものです。補償や代替措置を欠いたままこのような効果を生じさせることは、憲法上の財産権保障との関係で慎重な検討を要するものであり、条例としての法的安定性にも疑問を残します。 そのため、私は、津波災害警戒区域を一律に「抑制区域」と位置付ける本条例改正案については再検討を求め、現行案のままの制定には反対します。</p>	
2	<p>石山地区のメガソーラーの着工が3月で改正条例が5月施行と聞きました。 石山地区の町内会会長として町内会員の皆様が望まれている自然豊かな環境を維持していきたいと思っております。いまだ土地のみを所有し、これから建物を建てる町内会員の方もたくさんおられます。土地のみを所有する方には何ら説明会は実施されておりません。すべての町内会員が認めるメガソーラーの着工でなければならないと考えております。 実際に条例施行の網をくぐり抜けるような形で建設が行われてしまった場合は、地域住民と事業者の軋轢が増すばかりです。 地域住民、事業者、行政の納得できるメガソーラー建設を知恵を出して実現しなければなりません。</p>	ご意見として承ります。

No.	意見	町の考え方
3	<p>私は、白老町内に土地を所有するとともに、土地の売買、賃貸、開発およびその仲介等に関わる不動産事業に従事する者として、地域防災の強化および再生可能エネルギーの導入促進という政策目的のものについては十分に理解しており、これに反対する立場ではありません。再生可能エネルギーは、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに資する重要な分野であり、適切な制度設計の下で推進されるべきものと考えています。</p> <p>しかしながら、本条例案において津波災害警戒区域を「抑制区域」と位置付け、当該区域内における再生可能エネルギー施設の建設について自粛要請や配慮義務を課すことについては、私自身が土地所有者であり、かつ不動産取引の実務に携わる立場から見て、土地利用および財産的価値に重大な影響を及ぼすものであるため、明確に反対の意見を述べます。</p> <p>津波災害警戒区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づき指定されるものであり、その本来の趣旨は、警戒避難体制を重点的に整備すべき区域を明確化し、被害軽減を図る点にあります。同法および関係法令においては、当該区域内の土地利用や開発行為を直接的に制限する制度は採られておらず、あくまで防災体制の整備を通じて安全性を高めることが前提とされています。</p> <p>このような法制度の下で、町が独自に津波災害警戒区域を「抑制区域」と位置付け、特用途である再生可能エネルギー施設に限って建設の自粛要請や配慮義務を課すことは、形式上は規制ではないとされているものの、実務上は当該区域内の土地の利用可能性を大きく制約する効果を有します。不動産取引の現場においては、行政が公に示す方針が、金融機関の融資判断や投資家の事業判断に直接影響を及ぼすため、このような措置は事実上の土地利用制限として機能することになります。</p> <p>その結果、当該区域内の土地については、再生可能エネルギー事業用地としての活用可能性が著しく低下するのみならず、将来的な用途転換や売却を含めた土地利用全体に対する評価が下がり、土地の市場価値および流動性が大きく損なわれることが強く懸念されます。補償や代替措置が制度上想定されていない中で、このように土地の経済的価値を一方的に減少させる効果を伴う措置は、結果として土地所有者の財産権の本質的な内容に重大な影響を及ぼすものと考えます。</p>	<p>【既記載】</p> <p>本条例は自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を目的としたものであり、町民からの不安の声を受け、今回の改正で新たに「災害の防止」の観点を追加いたしました。</p> <p>環境や防災への配慮は「公共の福祉」による対応であり、財産権の侵害にはあたらないものと捉えております。</p> <p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
3 続き	<p>本来、財産権に実質的な影響を及ぼす土地利用の制約を導入するのであれば、その法的根拠、必要性および合理性を明確に示した上で、関係者が将来の見通しを持てるよう、補償や代替措置を含めた制度設計が不可欠です。本条例案のように、「規制ではない」としながら実質的に土地利用の選択肢を狭め、財産的価値を低下させる手法は、法的安定性および予見可能性を著しく損ない、財産権との関係において深刻な問題と内包しています。</p> <p>また、「抑制区域」という位置付け自体が法令上明確な定義を有しない概念であることから、運用や判断基準が不透明となり、個別案件ごとの対応のばらつきが生じるおそれがあります。このような不確実性は、土地所有者や事業者にとって合理的な判断を困難にし、行政と民間との間に不要な摩擦を生じさせる要因となり得ます。</p> <p>さらに、本条例案が再生可能エネルギー施設のみを対象としている点については、用途間の公平性の観点からも看過できません。住宅や他の事業用途については同様の整理がなされていない中で、特定用途のみを抑制することは、土地評価や取引条件に不合理な差異を生じさせ、土地所有者に過度な負担を強いる結果となります。</p> <p>以上を総合すると、本条例案における「抑制区域」の設定は、再生可能エネルギーの推進と防災対策の両立を図る上で適切とは言えず、むしろ土地の財産的価値を一方向的に低下させ、土地所有者としての財産権を実質的に侵害するおそれがあると考えます。そのため、私は、再生可能エネルギーの導入促進という政策目的を尊重しつつも、津波災害警戒区域を「抑制区域」と位置付けるといふ本条例案の基本的な考え方については明確に反対し、制定の見送り、または抑制区域の設定を前提としない制度への抜本的な再検討を強く求めます。</p>	
4	<p>附則を変更してほしい。 改正条例を現在進行中の事業所にも適用してください。 一生懸命署名活動をコツコツやったのもそのためです。 また5月ではなく3月中に施行してください。 白老の町がソーラーパネルで真っ黒になる前に。自然豊かな白老の町を守ってください。 山も川も海も そして白老を愛する住民たちを守ってください。</p>	<p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
5	<p>台風地震時のパネルの流出・感電・火災のリスクが心配。 老朽化後の対策が十分なのか。 パネルを廃棄・リサイクル体制がどうなるのか。</p>	<p>FIT/FIP認定事業は、FIT法の規定により発電施設の除却等に要する費用の外部積立が義務付けられておりますが、FIT/FIP認定事業以外の事業者には適用されません。</p> <p>そこで今回の条例改正においては全ての事業者に対して解体・撤去・廃棄等に要する費用を保証金として積み立てるよう義務付けることとしております。</p>

No.	意見	町の考え方
6	<p>今回の条例改正において、自然環境の保全、災害防止、住民説明の強化、許可制の導入、保証金制度の創設など、多くの重要な改善を盛り込んでいる点を評価します。そのうえで、条例の実効性を高め、町民の安全と地域の持続性を確保するため、以下の点について改善を求めます。</p> <p>1. 太陽光パネルの原産国・製造過程に関する情報開示を許可基準に 太陽光パネルの多くが海外製であり、供給網の脆弱性や人権問題(強制労働等)への懸念が国レベルで指摘されています。町としても、事業者に対し地域の安全保障と倫理的調達の観点から義務づけるべきです。</p> <p>①パネルの原産国・製造企業・調達経路の情報開示 ②強制労働等の疑いがある製品の排除 ③国産・同盟国製パネルの優先使用を促す方針の明示</p> <p>2. FIT・FIP制度による町民負担の影響評価を導入すべき 町民の電気料金負担(再エネ賦課金)への影響が考慮されていません。</p> <p>①FIT・FIP制度の利用状況の把握 ②町民負担の増減を含む経済的影響評価(コスト・便益分析) ③町民生活への影響を踏まえた許可判断</p> <p>3. 事業者の経営健全性・撤退リスクへの対策を強化すべき 全国で太陽光事業者の倒産・撤退が相次ぐ中、許可基準に追加すべき</p> <p>①事業者の財務状況・経営基盤の審査 ②過去の行政処分歴・倒産歴の確認 ③保証金額に災害復旧費用も含めること</p> <p>4. 住民説明会の内容の妥当性を担保する仕組みを追加すべき</p> <p>①説明資料の事前提出と町による内容確認 ②事業者が示す環境影響評価の第三者検証 ③説明会の録画・公開による透明性確保</p> <p>5. 既設ソーラーパネルへの適用について、実効性ある運用方針を明確化</p> <p>①既設事業者にも維持管理報告・立入調査・指導・勧告・公表を適用する ②既設設備の反射光・騒音・災害リスクについて、町が改善指導できる権限を明確化 ③既設設備の撤去費用確保について、保証金制度の任意適用や協定による確保を検討する</p> <p>6. 行政罰の新設が困難である場合の代替措置について</p> <p>①違反時の許可取消し基準の明確化 ②違反事業者名の公表基準の明確化 ③町による立入検査の定期化(年1回以上)</p>	<p>町の考え方</p> <p>1. 国の動向等を注視しながら検討してまいります。 2. 国の制度のため、町独自の経済評価・許可判断はできません。 3. 他自治体等の対応状況を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。 4. ①新条例案では、事前協議の規定により提出された事業計画概要等、近隣住民等への説明における事前周知結果報告書等の公表を行います。 また、旧条例下で行われている周辺関係者への説明会には、町職員が立ち会い、公平性や透明性を確保するよう努めています。 ②事業者が示す環境影響評価の第三者検証についてはご意見として承ります。 ③説明会の録画はすでに実施しておりますが、公開につきましてはプライバシー上の懸念もあることから、問題を整理しながら検討してまいります。 5. ①旧条例においても、維持管理報告・立入調査・指導・勧告・公表について、必要がある場合は行うことができます。 ②既設設備においては、反射光・騒音・災害等の問題を覚知した時点で、町から指導・助言・勧告をさせていただきます。 ③既設設備の撤去費用の確保については現状の制度では困難ではありますが、保証金制度の任意適用や協定による確保等について、他自治体の状況を調査しながら検討してまいります。 6. ①②違反時の許可取消しや違反事業者名の公表基準の明確化については、今後の検討課題といたします。 ③町による立入検査の定期化についてはご意見として承りますが、旧条例施行規則において、稼働状況、保守点検、その他維持管理の実施状況についての報告を町に対して年1回行わなければならないと規定しております。</p>
7	<p>改正条例を計画進行中の発電計画にも適用してください。 できれば改正条例を3月中に施行してほしいです。 街の景観が損なわれてからでは遅いです。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
8	<p>※附則を変更し改正条例を計画進行中の事業者に適用して頂きたい。 ※改正条例を3月中に施行して頂きたい。</p> <p>改正条例を現在進行中のメガソーラー事業者に適用して頂きたい理由 石山地区の建設予定地は津波災害が必ず起きる場所のためメガソーラーは絶対に建設してはならないのです。</p> <p>① 令和4年度の中央防災会議の報告書（同封している資料を参照してください）によると最大クラスの津波の発生が切迫している。とされています。</p> <p>② 建設予定地は白老町の沿岸からわずか1キロ程度しか離れていません。私たちが暮らしている住宅もそこから1キロしか離れていません。余りにも住宅地に近すぎます。記憶に新しい東日本大震災では大津波が家々を押し流しながら内陸部に押し寄せました。その時の津波は5キロ以上も内陸部に押し寄せたと報告されています。そして何千人もの尊い命が津波によって失われました。</p> <p>③ 太陽光パネルは破壊されても発電するため火災が起きた時には太陽が出ている間は消火活動が出来ません。パネルの火災によって山林火災や住宅地にも延焼するリスクがあります。</p> <p>④ 建設予定地の横を流れているウヨロ川を津波が遡ることによりさらに被害が増大します。</p> <p>⑤ 避難する道路が一本しかありません。逃げ場を失った石山地区の住民の命はどうなるのでしょうか。</p> <p>太平洋沿岸部の他の自治体は津波災害に備えて着々と準備をしているにも関わらず白老町は真逆を行おうとしているではありませんか。</p> <p>白老町の防災計画に防災・減災と記載されていますが石山地区に限れば寧ろ「増災」です。</p> <p>副町長は「事業者の財産権があるため新条例は適用しない」と言われています。私たちの命は事業者の「財産権」より低いのでしょうか。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
8 続き	<p>近い将来必ず巨大な津波が来ると承知の上で建設許可を出した白老町も、それを知ったうえで建設した事業者も私たち住民に甚大な被害が出た場合、これは天災ではなく「人災」です。</p> <p>現在進行中のメガソーラー事業者に新条例を適用して頂くよう重ねてお願い致します。これ以上白老町にメガソーラーを建設してはなりません！！</p> <p>20～30年後に出る大量のパネルを負の遺産として未来の子どもたちに残してはいけません。</p> <p>まして海外資本のメガソーラーは絶対に止めるべきです。</p> <p>一時的に白老町の財政が潤ったとしても必ず後悔する日が来ます。亡くなった釧路の元市長もNHKの取材で後悔の念「メガソーラーは地元には何も良いものではなかった。」と言われていました。これからの太陽光発電は「ペロブスカイト」の時代になります。パネルの太陽光は不要になります。</p> <p>改正条例を今現在進行中の事業者にも適用すべきです！！</p> <p>白老町を守って頂きたいです。</p> <p>石山地区にメガソーラーを建設しないで頂きたいです。</p> <p>経済産業省の資料をご参照ください。</p> <p>石山地区全体が感電の危険地帯になる怖れがあります。</p> <p>※ウヨ口側の氾濫、洪水、大地震による大津波（必ず大地震は起こります！！）</p> <p>※北海道の「日本海溝・千島海溝」の資料も同封しています。（白老町役場にもすでにあるとは存じますが…）</p>	
9	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
10	<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画が進行している事業にも適用となる条例の改正として下さい。このため、施行日は3月中として下さい。 上記意見等について、条例改正に基づく町が示す概要を参考に、地域の方々が思う事も含めて記載しておりますので、今後の町づくりの参考にさせていただければ幸いです。 (1) 目的 「災害防止」の追加 ●計画が進行している事業を取り残すと、津波や大雨などの災害が発生した場合、町民の生命と財産に大きな影響を及ぼすことが想定されます。 石山地区には多くの町民が生活しています。白老町は移住滞在を推進しており、この地域には、白老町が進めている移住を体験できる、「白老町短期滞在型生活体験モニター おためし暮らし～温泉付住宅～」も行っています。ソーラーパネルという災害危険の可能性のある要因を排除する為の「災害の防止」が有効に作用させるためには、計画が進行している事業にも適用となる条例の改正と、施行日は3月中とすることが必要です。 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
11	<p>条例の施行日前に申請し、着工しているのであれば条例の遡及適用は出来ないが、申請のみで未着工であれば付則を下記のように変更（改正）して適用するようにはどうか。いづれにしても何としても発電事業を阻止していただきたい。</p> <p>記</p> <p>付則. 施行日前に申請し、未着工であれば本条例を適用するものとする。</p>	<p>協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については、工事着手に改めるよう検討いたします。</p>
12	<p>白老町にこれ以上メガソーラーはいらない。第二の釧路にはいけない。</p> <p>改正条例を3月中に施行して頂きたい。</p> <p>白老町の住民が平和な生活が出来ますように。</p> <p>津波の浸水域には絶対メガソーラーを建設してはいけない。</p> <p>人類の命を守れ。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
13	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
14	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
15	<p>近い将来に起きる巨大地震による大津波の発生。 メガソーラー建設されると豊かな自然環境をもとめて移住して来て老後の生活に命ぢむ工事影響は、先の見えない暗やみの中で生きる事だ。現在再生エネルギーは不必要である。残された生涯静かに暮らしたい。 改正条例を3月中に施行し住み良い町作りを願います。絶対にメガソーラー計画反対です。 高齢者が多く住む石山地区で外資系の事業者との対応が激しく成り不安であるため、この地区には絶対入ってほしく有りません。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
16	<p>津波が発生したら被害を受ける地域に住んでいる者として、災害の危険があるメガソーラーを立てることは反対です。 改正する新条例が現在進行中のメガソーラー建設にも適応されますよう条例を早期に改正し、3月中に適用するよう町の責任として進めてください。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
17	<p>現在、建設計画を進めている事業者が、地域住民の意向を無視した対応を行なっていることが発端で、今回の条例見直しが行われると認識しています。 附則で「事業協議を開始している事業者については、旧条例の規定を適用する」では、何の意味も持たない見直しと感ずます。 本当に白老町の将来を考える条例ならば、事業者側に適切な賠償をしてでも、新条例が決まるまでは、事業中断をし、新条例に則った事業を再検討してもらいたいと思います。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
18	<p>現在進行中の6つのメガソーラー計画についても改正条例を適用し3月中に施行すべき。</p> <p>メガソーラーは町の自然や住民の暮らしを破壊するものであり、町にはこれ以上のメガソーラーは必要ない。</p> <p>協議中の計画では道が示す津波浸水地域や火山灰地層等の崩れやすい地質を有する山林に建設が予定されており、津波や豪雨による災害が懸念されるためである。</p> <p>改正条例案・附則・(経過措置)2は削除し、現行条例の附則を活かすこと。つまり、事前協議中の事業者にも改正条例を適用させるべきである。町は財産権の侵害等を理由とし、事前協議中の発電事業者からの訴訟を過剰に恐れている。しかし、憲法第29条は財産権の保障を定める一方で、「公共の福祉に適合するように」制約され得ることが明記されている。再生可能エネルギー発電事業は、大規模な造成や森林伐採を伴う場合が多く、地形や水系、防災面において、長期的かつ不可逆的な影響を及ぼす性質を有する。とりわけ、津波浸水区域や土砂災害の危険性が指摘されている地域においては、住民の生命や安全を守る観点から、当該用途に限定した規制を設けることには相応の合理性があるものと考えられる。</p> <p>改正条例を事前協議中の計画にも適用させるべきである。財産権の侵害には当たらない。町長は土地所有者の財産権の保護側の立場で議会などで発言をしているが、憲法第29条は財産権の保障を定める一方で、「公共の福祉に適合するように」制約され得ることが明記されている。規制は、土地所有者の財産を没収したり、土地利用を全面的に否定したりするものではなく、公共の福祉に基づく合理的かつ限定的な用途規則に該当する者である。日本の法制度においても、都市計画法に基づく用途地域、建築基準法、景観条例、土砂災害警戒区域、森林法、農地法などにより、特定の行為や用途に対する規制は広く認められており、それ自体が直ちに不当な財産権侵害と評価されるものではない。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
18 続き	<p>町は改正条例を事前協議中の発電事業計画には適用させることはしないという意見であり、その根拠として不遡及の原則を示しているが、憲法39条が禁止しているのは遡及処罰であり、罰則のない条例について、不利益不遡及の原則を持ち出し改正条例は適用させないとする判断には法整理に矛盾がある。そもそも、遡及処罰の原則を持ち出して適用できないと整理したのは、どの法理論、判例、学説にも基づくものなのか？首長は説明すべきである。できないのであれば、それは自治立法をつくる立場として不適切かつ不適任である。改正条例に伴い事業者が町を訴えた事例を町は具体的に示せていないのにも関わらず、訴訟リスクに過剰反応することは誤った政策判断となり結果として町や住民が取り返しのつかないダメージを受ける事になるのではないかな？なぜに適用できないのか？説明すべきだ。</p> <p>改正条例案は現在計画中の事業計画にも適用すべきである。町は6つのメガソーラーが仮に稼働した場合の固定資産税収入は2億3千万円程と試算しているが、地方税収入の増加は基準財政収入額に算定され、普通地方交付税が減額される。実質の収入増は25%留まる。その額は5750万円/年とされるが、減価償却期間18年間を経過したのちはたったの290万円/年程にしかならない。改正条例案が適用されない場合、仮に一社でも事業が破綻した場合、その撤去費用は町が負担しなくてはならず、その額は20mw程度の発電規模では1億円以上と推定される。わずかな税収に対してあまりにもリスクが大きい。また、土砂災害、津波等が発生した場合の撤去費用を制度として担保できない事業に町はどのように対応するのか？北海道せたな町では再エネ施設（洋上風力）の経営破綻により、7億円もの撤去費用を一般財源や起債を充てるという事例がある。</p> <p>町内6つのメガソーラー計画の内、石山及び竹浦の計画に反対する住民の直筆署名は3000筆弱に上っており、町はこの民意を極めて重く受け止めるべきである。これらの声は、町の将来像及び町政運営の在り方に対する深い懸念の表明である。</p> <p>本改正の趣旨が町民の生命・身体・財産の安全確保及び地域環境の保全にある以上、その適用を手続きの進捗のみを理由に除外する合理的根拠は認められない。</p> <p>よって附則（経過措置）2は、事前協議開始日を起点とするのではなく、少なくとも工事着工日を基準とすべきである。公益目的の安全規制においては、事業者の期待利益よりも町民の安全確保が優越することは明白である。</p>	
19	<p>1. 条文に「自然環境、美しい景観、安心な生活環境」の語句は当然と受け止めますが、私は加えて「地球の温暖化」への影響を懸念しております。 つきましては、温暖化への懸念する条文を加えて頂きたいと思っております。 例としては「メガソーラーへの悪…。事業者の温暖へのスタンス、地域上のソーラー面積比…等」</p> <p>2. 附則で規則は令和8年5月1日から施行とあるが、希望は即刻と言いたいが、今年度中（7年）に施行してほしい。</p> <p>3. 改正条例を進行中の計画事業への適用を望みます。</p>	<p>1. ご意見として承ります。</p> <p>2・3. 【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 ・ 改正条例を3月中に施行してほしい。 ・ 財産権があれば町民の反対意見をおさえ何を計画してもよいというのはおかしい。白老町に住み続けたいと思わないし、移住者も歓迎できない！ 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
21	<p>自然豊かな地に温泉と安らぎ求めた地が、メガソーラー計画が着工を控えております。その地が巨大地震の確立がより高まった、津波の浸水区域であり、その地がメガソーラーパネル等が散乱する二次災害は有ってはならない事です。安住の地に有ってはならない計画で有り、絶対に阻止してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい改正条例を現行進行中のメガソーラー事業者にも適応してほしい。 ・ 改正条例を3月中に施行して頂きたい。 <p>切に願います。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
22	<p>附則を変更して改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。また、改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 ・ 改正条例を3月中に施行してほしい。 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 ・ 改正条例を3月中に施行してほしい。 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 ・ 改正条例を3月中に施行してほしい。 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
26	<ol style="list-style-type: none"> 1 石山地区に計画されている2か所の計画地は、概要案にある『萩野自然公園とウヨロ川周辺』にあり、禁止区域に該当する。 2 町作成のハザードマップにおいても『洪水・土砂災害』地域に包含されている。 3 概要版によると、『新旧条例にかかわらず新条例における行政指導の規定を適用させる』とある 4 これまでこの種の扱いは町としては、許可を与えたものでなく単に届け出を受けたに過ぎないのでは？ <p>町との協議の過程でお墨付けを与えた言質があったのかは別として、新条例の趣旨を最大限具現化すべきと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 業者から訴訟を起こされた結果、町は敗訴の懸念が大きいのか法理上の見解も精査すべき。 	<p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
27	<p>石山萩の里町内会地区工事予定の、事業者は工事車両がこの地区に暮らす住民の生活道路を長期にわたり、使用すると思われず。一本しかないこの道路は、通学道路でも有り、徒歩、ウォーキング、通勤、買い物等に利用する大切な道路です。特に小・中学生、には大きな不安です。この道路は住民が安心して暮らす物でありソーラーパネル工事に使用されるのは、極めて遺憾です。もし、工事車両による被害が発生したときは、町にも大きな責任が発生することでしょう。</p> <p>石山萩の里町内会地区工事予定の事業者は住居に近いので伐採時の騒音、埃が発生する。長期間にわたり、住民に健康被害をもたらすと考えるのでソーラーパネル設置は反対します。</p> <p>ソーラーパネル設置期間30年間有害物質（鉛・セレン・カドミウム）と隣り合わせで暮らしていく不安は住民はあまりにも大きい物です。その期間雨風によって地中に溶け出し、土壌汚染を引き起こす可能性もあり、近隣のウヨロ川に流出して海に流れれば、海洋汚染にもつながるためソーラーパネル設置は反対します。</p> <p>環境省指定の「萩の里自然公園とウヨロ川周辺」は環境省自然計画課はエリアは、おおよそのもので明確に決まった物ではないと言っているの、このエリアにソーラーパネルは設置できないのでは。</p> <p>北海道では2万キロワット以上になると環境への影響を調査する義務がある。石山地区は19,900キロワットで申請、これは明らかに調査逃れであり、町は自分たちの自然環境を守るためにも、調査依頼をすべきです。</p> <p>白老町森野に1時間123.5ミリの道内観測史上4位の雨量を記録し、午前10時まで6時間で平年10月の1ヶ月を上回る327ミリの「記録的短時間大雨情報」が16回だされた。北大大学院地球環境科学研究所の教授は2050年まで近く気温が地球温暖化のせいで豪雨が多発するといっています。事業者は過去10年の記録からのデータで貯水池を作るとしている。現在の気候変動を無視しており、住民の安全第一に考えていない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
28	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 改正条例を3月中に施行してほしいです。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町の住民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
29	<p>町は住民の気持ちを考えているのか？何時も言っているのですが津波があったら逃げ道が閉ざされてしまう。住民（石山新生町内会、萩の里町内会）別荘者の事をどう考えているのか。業者に圧力をかける様行動をしてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
30	<p>☆附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい</p> <p>☆改正条例を3月中に施行してほしい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
31	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
32	<p>改正条例を計画進行中の発電計画にも適用してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
33	<p>改正条例を計画進行中の発電計画にも適用してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
34	<p>当社は、発電事業者として、白老町内において再生可能エネルギー設備の建設を予定しております。今般公表された「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例(案)」(以下「本改正条例案」といいます。)は、再生可能エネルギー設備の建設を行う事業者の権利を不当に侵害するものであり、憲法や関連法令に抵触するものであると考えます。当社の見解は以下のとおりです。</p> <p>1. 再生可能エネルギー設備の設置を許可制とすることについて</p> <p>本改正条例案においては、再生可能エネルギー発電事業を行う場合、町長の許可を要する旨が定められております(第13条)。許可制は、事前の規制を行うものであり、権利に対する制約の程度が大きいことから、許容されるかどうかは厳格に判断されるものです。許可制とすることの目的は、自然環境等の保全並びに再生可能エネルギー発電設備の事業区域及び周辺地域における災害の防止を図り、再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与すること(本改正条例案第1条参照。以下「本目的」という。)であるとされていますが、本目的の達成する手段として許可制を採用することは、次の通り許容されないと考えます。</p> <p>(1) 平等原則(憲法第14条第1項)との関係</p> <p>本改正条例案第13条に定める再生可能エネルギー発電事業に関する許可制の規定は、再生可能エネルギー発電事業の設置のみを許可制とし、それ以外の事業・設備等は対象としていません。このような差別的取扱いが許容されるためには、合理的な区別でなければなりません。</p> <p>大規模造成を伴う住宅開発、工場や物流関連施設の建設等、再生可能エネルギー発電事業に関連しない事業や設備についても、その実施や設置によって自然環境の保全が損なわれたり、周辺地域において災害を引き起こしたりするリスクは再生可能エネルギー発電関連設備と同等以上にあるにもかかわらず、それらは何ら規制することなく、再生可能エネルギー発電事業のみを対象とする許可制を設けることは、合理的な根拠があるとはいえません。</p>	<p>町の考え方</p> <p>1. 本条例は自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を目的としたものであり、国の動きや町民からの声を受け適宜見直していくことは、何ら問題のない行為だと考えます。ご意見として承ります。</p> <p>2. ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
<p>34 続き</p> <p>34 続き</p>	<p>(2) 営業の自由(憲法第22条第1項)との関係 事業者には営業の自由があることから、許可制を設けてその自由を制限することが許容されるためには、目的との関係で、手段の必要性と相当性が認められなければなりません。 環境保全や災害の防止を目的とし、再生可能エネルギー発電事業にも適用される規制として、砂防法等に基づく行為規制や、森林法や盛土規正法に基づく許可制等が存在します。本目的との関係では、これらの法令に基づく規制が存在することで足り、再生可能エネルギー発電事業のみを対象とする許可制をさらに条例に設けることは、必要性・相当性のいずれも否定されるべきものです。特に、上記のような既存の法令において、許可制等の強い規制が既に存在するにもかかわらず、さらに包括的許可制により再生可能エネルギー発電事業を行う自由を制約することは、憲法上保障された営業の自由を過度に制約する者であり、手段の相当性が認められません。</p> <p>(3) 法律との抵触 条例は、法令に反することはできず(地方自治法第14条第1項)、法令に違反する条例は許容されません。 再生可能エネルギー発電設備の建設にあたっては、大規模な工事の実施等が想定されることから、森林法及び盛土規正法その他の多数の法律に基づく規律に従う必要があります。これらの法律においては、再生可能エネルギー発電設備の建設を含む行為の実施等について規律しているところ、建設行為等によりもたらされうる環境影響や災害の防止については、地域差が想定されるものではなく全国一律で規制されるべきものであることから、条例において、許可制というさらに強力な規制を設けることは許されず、これらの関係法令に違反すると考えるべきです。</p> <p>2. 経過措置について 本改正条例案の経過措置として、旧条例第11条の事前協議を開始している事業者については、新条例の適応対象とならないことが定められております(附則第2項)。他方で、町長は、現に設置事業に着手している事業者に対し、新条例を遵守するよう「協力を求めることができる」(附則第3項)旨も規定されております。新条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置について許可制を採用し、事業者の事業活動を強く制約する内容となっており、経過措置を十全に設けなければ、法的安定性を著しく害します。また、上記のとおり、新条例は、その規制態様からして、憲法および関係法令に抵触する内容であると考えておりますが、経過措置が十全に設けられないことにより、さらに事業者の権利侵害の程度を強めることになり、憲法及び関連法令に抵触する確度をさらに高めるものです。 附則第3項により、事業者は、町長から、新条例を遵守するよう協力を要請され得ることになります。事業者は、協力要請に応じなかったことが公になるレピュテーションリスク等、有形無形のリスクを否応なく負担させられることになり、現行条例に基づき適正に手続を進めていた事業者が負わされる負担として許容される限度を超え、到底容認することができないものです。 当社は、本改正条例案の制定に強く反対いたします。本改正条例案については、憲法及び関係法令への適合性に疑義が生じることがない内容となるよう、抜本的な修正を求めるほか、法的安定性の確保を十分なものとするため、本改正条例案の附則第3項及び第4項を削除し、現行条例第11条の事前協議を開始している事業者については、新条例の規制が及ばないことを明確に規定することを求めます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	

No.	意見	町の考え方
35	新しい改正条例を現在進行中メガソーラー事業者に適応してほしい。	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
36	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
37	<p>1. 改正条例を計画進行中の事業に適用してほしい！</p> <p>2. 改正条例を3月中に施行してほしい。</p> <p>3. 津波災害警戒区域での事業は認めないことを切に望みます。</p>	<p>1・2. 【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p> <p>3. ご意見として承ります。</p>
38	<p>●白老町の魅力は縄文時代から中世・近世に至る連綿とした歴史が、各処に遺跡として残されている事と、一部地域が環境省から「生物多様性保全上重要な里地」として指定されている様に、自然環境が豊かである事と考えます。この様な「共生」をうたう土地柄にメガソーラーがなじむ筈がありません。</p> <p>●白老町に縁もゆかりもない外資系を含む企業が「金儲け」の為に環境破壊・土砂災害発生の危険性を伴う事業を行おうとしている事自体が異常事態です。</p> <p>●白老町の将来に禍根・汚点を残さない為にも、改正条例の発効を急ぎ、現申請事業者にも適応して頂きたい。さもなければ、手遅れの条例改正など何の意味も無いと考えます。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
39	<p>行政(白老町)には、住民生活への安全と環境に対して配慮、対策を実施することが求められます。</p> <p>特に、地域の安全(防災)、生活環境については特に重要です。釧路湿原メガソーラー問題は行政の対応遅れ、環境問題への理解不足によるものと思います。</p> <p>白老町のメガソーラー問題も対応の遅れを懸念します。</p> <p>条例改正を急ぎ、設置計画進行中の案件にも適用できる様、要請します。白老町全体の津波防災対策は予算面含め、難しい状況がある事は理解します。しかしながら、この地区(石山地区)の津波によるパネル流出による被害増大は、減災はできる筈です。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
40	<p>○メガソーラーの建設によって緑が失われることに強い危機感を抱く。特に、樹木の伐採には強く反対する。白老を砂漠化してはならない。</p> <p>○樹木の伐採によって、津波・水害等の被害が甚大になることは十分予想される。住民の命と暮らしを守る為に、現在進行中のメガソーラーを含めて、建設を認めてはならない。</p> <p>○改正条例を3月中に実施して頂きたい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
41	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>改正条例を3月中に施行してほしい。</p> <p>メガソーラーはもう不要です。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
42	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用して欲しい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行して欲しい。</p> <p>○津波タワーの建設をして頂きたいです。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
43	<p>○附則を変更し、改正条例を、計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を、3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
44	<p>すでに多くのメガソーラーが建てられていますが、町民として、土砂災害や水質悪化のおそれがある物をこれ以上増やしてほしくはないのです。</p> <p>そのためにも、新条例の早期の施行と計画進行中の事業へも新条例の適用を願います。</p> <p>災害のおそれがある物を建てるより、災害に備える設備（防災公園等）を整えてもらう方が、町民としては安心できます。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
45	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用して欲しい。</p> <p>改正条例を3月中に施行して下さい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
46	<p>「白老町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例の見直しについて」</p> <p>○附則を変更し改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
47	<p>白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の見直し ○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 ○改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
48	<p>1. <u>禁止区域に居住区に隣接する区域</u> <u>地域住民の安全安楽な生活に影響を与える恐れのある範囲（居住区から30km以上離れていること）を追加してください。</u>石山地区での事業者が計画している土地はまさに民家の目と鼻の先の隣接地で地震・津波でパネルが崩壊し家屋を破壊する等の災害リスクは言うまでもなく非人道的甚だしい計画です。もし、パネル火災が起きたら石山地区の民家は全焼する近距離です。日本各地でメガソーラーパネル火災が頻発しており、宮城県仙台市では日照時間は発電し続けて感電死の恐れがあるためすぐには手が出せず22時間後の翌日になってようやく鎮火。この時消防車42台消防隊員約200人が出動。白老町で大規模なパネル火災が起きた場合どうなりますか？白老町消防署では到底対応できません。私達町民の平穩生活権・人権生存権・財産権を守ってください。 2. <u>新条例は3月から施行してほしい。</u> 事業者が着工予定の石山地区はすでに池になっており、地質学の専門家からも1m掘ったら水が溢れてくる湿地帯で脆弱な地盤である。豆腐の上に重たいメガソーラーパネルを建てるのは危険で絶対にダメだと話されています。そんな土地の状況も住民の災害リスクに対する不安な声も無視して強行しようとする姿勢は言語道断です。5月1日施行となれば、その間にかけこみでメガソーラーの申請が出され6ヶ所以上に増える危険性があります。釧路湿原の二の舞になります。1日も早く新条例を制定し、3月中には施行してほしいと切望します。 3. 現在計画中の6ヶ所のメガソーラーに新条例を適応・施行して下さい。 私たち石山・竹浦自然を愛し守る会・白老町再エネルギー連絡協議会は現在計画中の6ヶ所のメガソーラー建設を阻止するために活動してきました。これ以上白老町の豊かな自然を破壊し町民の平穩な生活を脅かさないでいただきたい。次世代に負の財産を残さない！！町民の生活の安全と平和を守るため改正条例を計画進行中の発電計画にも適用してください。 4. 設置許可の基準に第7条（3）として利害関係のない第三者の専門家に春夏秋冬の1年を通して、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全調査を実施し、結果を報告すること。を追記してください。</p>	<p>1. ご意見として承ります。 2・3. 【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
49	<p>白老町竹浦に生まれ75年自然豊かな所が一番大好きで離れず生活しておりますが、ここ数年ソーラーパネルもいたる所に住宅地にまで。メガソーラーはこれ以上必要がないと思います。</p> <p>住民の生命や安全を考え、人にやさしい白老町の町作を考えて頂き、今進行中にも条例を適用してほしく施工日5月1日ではなく3月の議会終了後すぐをお願いしたいです。このままでは環境破壊に繋がり住民も息苦しい生活をしなければならなくなります。考えてくださいまし。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
50	<p>白老の自然と温泉が魅力で5年前に移住しました。周りの方々も接しやすく、とても居心地良く生活しています。</p> <p>家を決める時、そのころから増え始めたソーラーパネルが近くにないことも条件の一つでした。</p> <p>電磁波、景観、両方が理由です。目の前にソーラーが林立するとせつかくの風景が台無しで、、、野生動物のすみかも減り、危惧しています。</p> <p>できるだけ早い施行と、今、進行中の計画にも適用していただきたいです。</p> <p>白老の豊かな自然を子ども達に残していける町になって欲しいです。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
51	<p>附則を変更し改正条例を計画進行中の事業への適用 また、改正条例を3月中に施行してほしい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
52	<p>この短い期間に条例の見直しが行われた事に対し、感謝します。</p> <p>白老町竹浦で生まれ育ち、現在はとなり町にて生活しておりますが、飛生線や竹浦の町中にもどンドン、黒いパネルがいきりにふえて、自然環境が破壊されていくのは、本当にエコなのか疑問です。早急な施行日を願います。</p> <p>現在事前協議中の事業者に対しても適用を望みます。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
53	石山新生町内会に加入しています。当町内会周辺に事業者のメガソーラーが計画されています。周辺は森林等、自然豊かで自慢しているものと思っています。この自然を壊してまで設置するのは本末転倒です。ぜひ改正条例を前倒しで施行し、計画中止を断固要望します。	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
54	1. 白老町再生エネ条例改正案について この案では現在、町内で進行中のメガソーラー計画を規制対象外としていますが、改正条例を計画進行中の事業にも適用することを望みます。具体的には早期（3月中？）に施行することを望みます。 2. メガソーラー建設は、自然環境破壊や生態破壊等だけではなく、震災、津波発生時等において、火災、パネルの流出等により多大な人的、資産的被害が予想されます。また、ソーラーパネルに使用されている環境汚染物質等が漏洩し、福島放射能汚染、水俣のメチル水銀汚染のように、除汚に膨大な費用と時間がかかることが予想されます。さらに、風評等により、復旧後も特に、観光、漁業、水産、畜産業などに膨大な損失が予想され、白老町からの住民流出（特に若手）が予想されます。 なお、メガソーラー建設を阻止する方法として、ソーラー予定地の地権者に土地売却の中止等を町としてお願いすることは出来ないのでしょうか？	1. 【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。 2. ご意見として承ります。
55	1) 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 2) 改正条例を3月中に施行してほしい。 ＜5月1日では遅い＞	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
56	新しい改正条例を現在進行中のメガソーラー事業者に適用して欲しい。 改正条例を3月中に施行して頂きたい。	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。

No.	意見	町の考え方
57	<p>○改正条例を3月中に施行して頂きたい。 ○新しい改正条例を現在進行中のメガソーラー事業者に適用してほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
58	<p>メガソーラーは必要ありません。住民の生命や安全を第一に。 今進んでいる事業者に対しても条例を適用できる様にして欲しいです。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
59	<p>改正条例について附則を変更して計画進行中の事業に対しても適用してください。条例の施行をもっと急いで下さい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
60	<p>附則を変更し改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
61	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
62	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>改正条例を3月中に施行してほしい。</p> <p>これ以上メガソーラーを、増やさないでほしいです。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
63	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい。</p> <p>○これ以上白老町にメガソーラーはいらないです！！</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
64	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。又改正条例を3月中に施行してほしい。何よりメガソーラーは不要ですので設置はやめて頂きたいです。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
65	①改正条例の3月中からの施行について、検討をお願いします。 ②現在進行中のメガソーラー建設にも、改正条例適用の検討をお願いします。	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
66	附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。改正条例を3月中に施行してほしい。これ以上白老町にメガソーラーはいらないです。 未来の子供達に負の遺産を残すな！	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
67	○改正条例を計画進行中の事業にも適用して欲しい ○施行をできるだけ早く3月中に施行して欲しい	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
68	1. 現在竹浦地域にメガソーラーや地熱発電の調査などの事案があるが自分自身都市圏から倶多楽湖や、鮭が遡上する綺麗な川、湧き水、温泉など豊かな自然環境を求めて竹浦に来たこともあり、上流や山間部にエネルギー発電や他発電所が出来ていくのは容認出来ず、景観や環境保全、土砂崩れ、フェンスをすることで動物の生活環境を考えても白老町の良さを消してしまうことになるので子供達の未来を考えても早急に町の条例を決議し改正してほしいです。 そして現状萩野や竹浦に事前協議中のメガソーラー発電の事案が差し迫っているが間に合わず景観が変わってしまわないうちに、そういった事案にも適応されるような条例改正になるようスピード感を持ってお願いしたいです。 2. メガソーラーに関して現状だと10年持たずに会社を計画倒産させ撤去などの責任を逃れるような状況にあるので、このままだと地域に負のゴミを残させる事になりかねない。発電当事者に責任をもって撤去までさせるような条例にすべきではないか。出来れば建てさせないのが理想。	1. 【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。 2. 廃棄費用の確保を盛り込んだ改正となっております。

No.	意見	町の考え方
69	<p>(1) 風車が破損して飛散し、通行人が死亡する事故があった。社台の国道36号線わきに風車が設置されていて、危険だと思う。しかし、すでに設置されているので法令等では規制されていないと思われる。規制されていないなら、条例で規制すべきと考える。一案として、倒壊、飛散範囲を見積もらせ、その見積もり根拠とともに、敷地内からはみ出さないことを計画書に明記させるよう条例を改訂することを提案する。</p> <p>(2) 白老は、海岸線に沿って国道36号線とJR室蘭線が走っている。そのため、巨大津波で、自動車、列車やその積み荷のコンテナなどが山側（北西側）に流される可能性がある。また、白老港の漁船も同様の可能性がある。これらの重量物が発電設備に衝突して、太陽光パネルなどが敷地外に流出することが想定される。太陽光パネルは、太陽光が当たれば発電するので、感電の可能性がある、危険である。流出防止壁や土塁を設置するなど、太陽光パネルを敷地外に出さない施策を講じさせるために、条例による規制が必要と考える。一案として、太陽光パネルを敷地外に出さない施策を計画書に明記させるように条例を改訂することを提案する。</p> <p>(3) 傾斜地に発電設備を設置した場合、山崩れなどで倒壊した設備が敷地外に出ることが想定される。これらを速やかに除去するには、重機が必要だが、場所によっては重機を持ち込めないこともあり得るだろう。そのため、流出防止壁や土塁を設置するなど、設備を敷地外に出さない施策を講じさせるために、条例による規制が必要と考える。一案として、設備を敷地外に出さない施策を計画書に明記させるように条例を改訂することを提案する。</p> <p>(4) 盛土などで敷地内に土を搬入することがあるが、その土の中に有害な昆虫の卵、幼虫などが混入していたり、特定外来植物の根、種などが混入しているなど、敷地の周辺環境に害をもたらすことが想定される。搬入する土を規制する法令等があるなら、条例に追記してほしい。規制する法令等がないなら、条例による規制が必要と考える。一案として、搬入する土の出所を明確にさせ、環境への影響がないようにする施策を計画書に明記させるように条例を改訂することを提案する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご意見として承ります。 2. ご意見として承ります。 3. 山崩れが想定される急傾斜地崩壊危険区域への発電設備の設置は、新旧どちらの条例においても禁止しておりますので、ご意見として承ります。 4. 運用の手引き等の中に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を明記するよう検討いたします。 5. ご意見として承ります。 6. ご意見として承ります。 7. 新条例規則中で「雨水排水計算書」の提出を求めるなど、許可基準を強化しております。治水対策について厳しく対応してまいります。

No.	意見	町の考え方
69 続き	<p>(5) 北海道電力は、太陽光発電設備からの送電を停止させたいときに、速やかに停止させることは出来ない。発電できる電力量が10KW以上の場合には、供給バランスをとるために計画的に停止させることは出来るが、即時には停止できない。また、10KWを超えない場合には、計画的な停止もできない。速やかな停止のためには、発電設備を運営する事業者が自主的に停止できる仕組みを構築することが必要になる。しかし、無人の設備が大半と思われ、遠隔制御することになる。</p> <p>以上のことから、遠隔制御を必須とし、その通信路の二重化、通信途絶時の自動送電停止機能の具備を条例で課す必要があると考える。</p> <p>(6) 条例の第10条で「この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力という。」が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。）とあるが、何故10キロワット以上に適用するのが理解できない。安全の観点では、感電死が最悪事態である。感電死は電流量に依存するので、電流量で規制するのが筋と考える。</p> <p>(7) 敷地内の樹木を伐採したり、水溜りなどの低地に土を搬入したりすると、それ以前には敷地内に一定時間保持されていた雨水が、短いディレイで敷地外に流れ出ることになる。そうすると、流れ出た水が流れ込む水路や川に負荷を与え、最悪事態としては氾濫も考えられる。そのため、一時的に水をためるため池を作るなどの措置が必要になる。この観点での法令などは無いように思われるので、条例での規制が必要と考える。</p>	
70	<p>附則の所で、「現在、事前協議を開始している事業者については旧条例の規定を適用する。」との事ですが、今現在進められているメガソーラーの建設予定がすでに動物達の住む場所を無くし、自然環境を破壊しており、災害等がおこった場合に、町民の安全な生活を脅かす可能性が十分に考えられると思います。改正条例を計画進行中の発電計画にも適用してほしい為、3月中の施行を希望します。町民の安全な生活をどうか守って頂きたいです。起こってからでは遅い事があります。賢明な判断をどうかよろしくお願い致します。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
71	<p>現在、事前協議を開始している事業者についても新条例を適用してほしい。そのためにも施行日を3月にしてほしい。 発電設備の解体、撤去、廃棄物の処理までではなく、森林再生までを事業としてほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
72	<p>①施行日を5月ではなく、3月の議会が終わってすぐにしてほしい。 ②今、事前協議中の業者にも適用してほしい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
73	<p>事前協議中の施工業者にもこの条例を適用して下さい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
74	<p>現在進行中のメガソーラーに対しても適用されますように。 3月の議会終了後、すぐに施行日を決めてください。5月ではおそいと思います。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
75	<p>施行日を早めて欲しい 今、協議中の業者にも適用してほしい</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
76	<p>※生活環境の悪化 あの林にはアカゲラ・シマエナガが来ているし白サギやリスも！ 津波の折には道路は1本道ですので、高齢者が多く非難するには1本道では無理です。 ※業者の「財産権」は守り適応しないと町長は云っていますが、住民の生命や財産権は二の次と云うことですか？高齢者はどうしたらいいのですか。 この自然を残し子供達に住み良い町を残す事にみんなで作るべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No.	意見	町の考え方
77	<p>現在進行中の石山の外資2社によるメガソーラーについて 萩野里山ウヨロ川周辺は環境省の重要な地域です。森林の伐採は土砂災害のおそれ、豊かな自然環境、景観も損なわれます。又生物多様性の影響が懸念されてます。国の天然記念物の大鷲、オジロワシが飛来、オオタカ、クマガラ、シマエナガ、カワセミ等野鳥や野生生物が生息、エゾリスの可愛い姿も見られます。 パネルの設置で生物の行動圏の分断が危惧されてます。予定地は湿地であり豆腐のような所にメガソーラー建設有り得ない。 町の対応は業者よりなのか、住民の声を聞き、寄り添うべきです。 現在進行中の6社について、改正条例に適用を強く望みます。改正条例を3月にしてほしい、 白老町は太平洋に面しており、津波浸水区域にあたる。石山地区は生活道路が1本だけで避難経路ない。昨年は災害が多くウヨロ川、社台川などが氾濫し石山地区予定地迄川の水が溢れて土手が崩壊している。 湿地、谷地であり、多くの樹木は温暖化を防ぎエコの役目をになってくれる。地震、津波、土砂災害等々どれをとってもメガソーラー建設は住民の生活を脅かす。 ではメガソーラーが石山地区に建設されたとしよう。住宅地に隣接し樹木伐採して3.9のパネル設置。この圧迫感を受けての生活環境になり朝はパネルの反射で太陽が2つあるようだ。温暖化気候変動で白老も気温が上昇しヒートアイランドになるのは間違いない。樹木伐採で大雨で土砂災害のおそれあり。石山は排水が悪く、大規模太陽光発電はてきさない。自然環境破壊のなにものでもない。事業者が労力をはらっているというなら、住民もそれ以上の労力を使っている。町は住民の生活を第一に優先すべきではないですか。調和厳しい。 町が本格的にメガソーラー規制に乗り出していい方向性になったと期待したが町の条例一部改正案には現在事前協議をしている外資を含む6つの事業者は対象外となり、町は不安を訴える町民に対し如何に不誠実なのかと思わざるを得ない。又副町長の発言に業者はそれ相応の労力をしていると、これは業者寄りの発言にとれる。町は町民の安心安全な暮らしを守り寄り添うべきです。現状再生可能エネルギーは自然環境、生物多様性、災害に於いても調和は難しいと思います。町民の声をもう一度良く聞いてください。附則を変更して、改正条例に現在進行中の6ヶ所事業に適用してほしい。又改正条例を3月中に施行してほしい。お願いします。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
78	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。 改正条例を3月中に施行してほしい。 再生可能エネルギー事業は自然環境を破壊するだけでなく動物の生態系をも壊している。何もいい事はない。この計画は失敗である。 地球環境に取り組むのであれば、進めたいけない計画である。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
79	<p>白老の人と自然に親しみを感じて札幌より移住しました。アイヌの先住民が守ってきたこの大地をともに守り生きていきたいと思えます。自然を破壊するメガソーラーパネル建設をこれ以上増やさないで下さい。 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してください。 改正条例を3月中に施行して下さい。おねがいたします。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい ・ 改正条例を3月中に施行してほしい 	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
81	<p>ソーラーパネルが目立っているように感じますが、自然を破壊してまでも必要なものなのではないでしょうか。又、ソーラーパネルは朽ち果てるとゴミ問題になっていくのではないかと不安になります。 白老町の豊かな自然を守る為にもご検討いただければ幸いです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
82	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい 改正条例を3月中に施行してほしい</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
83	<p>白老町では現在6か所のメガソーラー事業が計画されており、特に石山地区では3月着工予定とされるなど、町民として不安を感じるほど切迫した状況になっています。町が提示した条例改正案は、町として問題に向き合おうとする姿勢が感じられ大きな前進だと受け止めています。</p> <p>しかし施行時期が5月となっている為現在進行中の計画には間に合わず、町民の安心につながらないのではないかと心配しています。</p> <p>白老町は「子どもと子育て家庭を支える長期計画」で「子どもと親が幸せに住み続けられる町」という未来像を掲げています。</p> <p>その理念に共感しているからこそ、今の対応がその方向性と少し離れてしまっているように感じています。</p> <p>白老町を訪れた方や通りかかった方から「ソーラーパネルがとても多い町だ」という声を耳にすることがあります。</p> <p>このままメガソーラーが増え続ければ町の印象が大きく変わってしまい、将来の子どもたちが白老町に住み続けたいと思える環境が損なわれてしまうのではないかと心配しています。</p> <p>条例改正案が示されたことは本当に大きな一歩だと思えます。</p> <p>だからこそもう一歩だけ踏み込んでいただき、現在建設予定の事業にも適用できるよう施行時期の前倒しや経過措置の検討をお願いしたいと考えています。</p> <p>白老町の自然環境を守ることは未来の子どもたちのためでもあると思っています。白老町がこれからも住み続けたい町であり続けるように是非ご検討ください。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
84	<p>新条例の施行日を令和8年5月1日より早くして頂きたい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
85	<p>昨年の大雨で自然災害のおそろしさをみじかに感じました。あっちこちにできているソーラーも心配です。これ以上ふえてほしくないです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
86	<p>新条例の施行日を5月でなく3月中に早めてほしい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
87	ソーラーの設置場所を通ると車のラジオは雑音がひどくなります。電波障害が心配です。ソーラーの寿命は10年位と聞いてますが、その後の撤去方法なども心配されます。豊かな自然が白老の良い所なので、なるべくこわされない事を望みます	ご意見として承ります。
88	自然が破かいされない様、お願いします。早急な施行が行われる様改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
89	環境が破壊されていくのは本当にエコなのか疑問です。現在事前協議中の事業者に対しても適用を望みます。	【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。
90	災害等が起きた場合の不安 ソーラーパネルの寿命を知りたい その後のしよりの方法	ご意見として承ります。
91	我が家は建設予定地のすぐ前に位置しており、近い将来には10mを超える津波が押し寄せる可能性があると言われています。万が一そのような事態が発生した場合、被害は甚大で、地域住民の生命に深刻な危険が及ぶことは明らかです。 そのような状況にもかかわらず、両事業者が建設を予定している区域は津波災害警戒地域に指定されているにもかかわらず、新しい条例の対象外となっているとされています。町として、事業者の財産権を優先するのか、それとも住民の命と安全を最優先に考えるのか、慎重かつ真摯な検討を求めます。 また、両社が建設を予定している土地は、湿地に近いというよりほぼ湿地そのものの状態です。現在は林が土壌を支え、崩壊を防いでいますが、これを大規模なメガソーラーに置き換えれば、土地のバランスが崩れ、津波以前に地盤崩壊による重大な事故が発生する危険性があります。メガソーラー自体が倒壊すれば、周辺住民にとって極めて危険な状況となります。 白老町には、これ以上のソーラーパネル設置は適切ではありません。国全体としても、太陽光発電の無秩序な拡大はすでに課題が指摘されており、地域の自然環境を損なうような開発は見直すべき時期に来ています。白老町の豊かな自然と美しい景観を守るためにも、今回の計画については再考を強く求めます。	ご意見として承ります。

No.	意見	町の考え方
92	<ul style="list-style-type: none"> ・新条例の施行は令和8年5月1日ではなく3月からしてほしい。 ・現在計画中の6ヶ所のメガソーラーにも適応してほしい。 ・町民の意見を尊重せず、一部の人間の利益を優先する事業には賛成できない。 	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く、町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
93	<p>1. 条例改正案9条2項に基づけば、「抑制区域」においては、「自粛」が「要請」されるものに過ぎず、条例改正案9条3項においても「十分配慮」することが求められているに過ぎない。これらに照らせば、仮に、事業区域に「抑制区域」が含まれたとしても、許可基準が充足される限りは、再生可能エネルギー発電事業に係る設置許可を受けることができると理解してよいか。</p> <p>事業区域に「抑制区域」が含まれる場合に、必ずしも「自粛」しなかったとしても、許可基準が充足される限り再生可能エネルギー発電事業に係る設置許可を受けられる点は、今後作成されると思われる要綱やガイドラインにて明記すべきである。</p> <p>なお、条例改正案13条の2及び条例施行規則改正案7条には、「抑制区域」に関する許可基準は定められていない。万が一、事業区域に「抑制区域」が含まれることを根拠として、許可基準のいずれかが充足されないことがあるとすれば、それは他事考慮による行政裁量の逸脱・濫用になるものとする。</p> <p>2. 仮に、事業区域に「抑制区域」が含まれる場合に、許可基準が充足されるにもかかわらず、再生可能エネルギー発電事業に係る設置許可を受けることができないことがあり得るとすれば、条例改正案は、許可制という極めて強力な制約を、広範囲の発電事業に課すものとなる。具体的な立法事実すら判然としない状況において、このような許可制を設けることは、事業者の事業活動を著しく制約するものであり、日本国憲法に適合しない懸念があるものとする。</p> <p>より具体的には、条例改正案は、現行条例と同様、明文で定められた一部の例外を除くと、10キロワット以上のあらゆる再生可能エネルギー発電事業に適用される（10条1項本文）。このような広範な再生可能エネルギー発電事業に対して、「抑制区域」に係る規制を課すことは過度に広範な規制であり、妥当性を余りにも欠くものとする。</p> <p>条例改正案のような「抑制区域」に係る規制を課するのであれば、規制対象となる再生可能エネルギー発電事業は、太陽光発電のみに限定すべきである。また、発電出力を10キロワット以上のものとしていることについても、より高い出力を基準とすべきである。さらに、事業区域の面積との関係でも、一定以上の面積である場合に限り規制対象に含まれる旨を明記すべきである。</p>	<p>1. 抑制区域は原則、自粛を要請するエリアであり、新条例の許可基準により厳粛に対応いたします。</p> <p>2. ご意見として承ります。</p> <p>3. ご意見として承ります。</p> <p>4. 現時点で工業専用地域及び工業地域の除外は考えておりません。</p> <p>5. ご意見として承ります。</p> <p>6. ご意見として承ります。また、運用の手引き等に明記できるか検討いたします。</p> <p>7. 運用の手引き等に明記できるか検討いたします。</p> <p>8. 抑制区域における例外規定は現時点で考えておりません。</p> <p>9. 太陽光パネルの廃棄問題が全国的な課題として問われている中、町民の間で施設の不法投棄や適正な廃棄を心配する声が多く寄せられております。</p> <p>町としても町民の声を受け、施行日以降に新たに事業を開始する太陽光パネル事業者に対して保証金制度を課すこととしており、運用の手引き等に明記いたします。</p> <p>10. お見込みのとおりです。</p> <p>11. 増設や更新については条例にて具体を示していないことから、運用の手引き等で詳細を示せるよう検討いたします。</p>

No.	意見	町の考え方
93 続き	<p>3. そもそも論として、現行条例10条1項本文は、適用対象を太陽光発電設備による発電事業に限定されるべきものとする。すなわち、現行条例10条1項ただし書は、「建築物の屋根又は屋上に」との要件が定められている。しかし、風力、地熱、水力、バイオマスを用いた発電設備を建築物の屋根又は屋上に設置することはおよそ想定し難い。つまり、現行条例10条1項は、ただし書の内容を踏まえると、本来的に、太陽光発電設備による発電事業のみを念頭に置いたものであり、条例改正案10条1項本文についても、適用対象を太陽光発電設備による発電事業に限定する旨の改正を行うべきものとする。</p> <p>4. 工業専用地域及び工業地域については、「抑制区域」の指定対象から除外されたい。条例改正案9条1項各号に照らすと、白老町のうち、海岸エリアを中心として広い地域が「抑制区域」に該当し得る。しかし、工業専用地域及び工業地域については、特に土地の流動性確保、利活用促進の必要性が高い一方で、景観や町民の生活環境に与える影響が少ない。また、工場専用地域及び工場地域は、都市計画法上、工業の利便を増進するため定める地域とされており、当該区域における事業に対し、工業の利便の増進に相反するような制限を課すことについては、特に慎重であるべきであるとする。</p> <p>この点、「抑制区域」が、どのような趣旨で、どのような基準に基づいて指定されるかが判然としないところではあるが、いずれにしても、現行条例1条及び条例改正案1条に定める目的に照らせば、工業専用区域及び工業地域を「抑制区域」の指定対象に含める理由はないものとする。仮に、条例改正案9条1項1号から4号までの区域に含まれる区域であったとしても、工業専用地域及び工業地域に該当する部分は、「抑制区域」の対象から除外すべきである。</p> <p>5. 日本全国の条例と比較してみても、再生可能エネルギー発電事業全般について、「抑制区域」に関して「自粛」を「要請」といった規制は異例の内容と思われる。白老町においては、他の条例も参考にしつつ、「抑制区域」に関する規制対象を限定することを検討されたい。特に、上記のとおり、条例改正案10条1項本文については、適用対象を太陽光発電設備による発電事業に限定する、基準となる出力をより高いものとする、事業区域の面積に関する基準を設ける、といった趣旨の改正を行うべきものとする。</p>	

No.	意見	町の考え方
93 続き	<p>6. 条例改正案9条1項が定める「抑制区域」の指定基準を明らかにされたい。 具体的には、条例改正案9条1項には、1号から4号までが定められているが、各号が9条1項においていかなる位置付けを有するものが不明であるため、条項にその位置付け・趣旨を明記されたい。具体的には、1号から4号までに含まれる区域が当然に「特に配慮が必要」となる区域として「抑制区域」に指定されるという趣旨であり、それ以外の区域については「抑制区域」に指定されることはないという趣旨であるか。 仮に、1号から4号までに含まれる区域が当然に「特に配慮が必要」となる区域として当然に「抑制区域」に指定されるのであれば、1号から4号までの区域がそれぞれ「特に配慮が必要」となる地域に該当する理由が不明である。条例改正の趣旨・必要性に照らし、これらの区域が本当に全て「特に配慮が必要」な区域として「抑制区域」に該当するのか再考されたい。その上で、適用が不適当と思われる区域に関する記載は削除し、又は、その区域は除外する旨の記載を追記されたい。加えて、少なくとも、なぜこれら区域が「抑制区域」として自粛等が求められるのか、その理由や必要性を要綱やガイドラインにて具体的に明記すべきである。 また、仮に、1号から4号までに含まれる区域について、その一部が「特に配慮が必要」となる区域として「抑制区域」に指定されるという趣旨であれば、最低限、要綱やガイドラインにおいて、「特に配慮が必要」の具体的な基準を明記すべきである。</p> <p>7. 「近隣住民等」の定義が不明確であるため、明確にするための修正を加えるか、少なくとも、具体的な基準を要綱又はガイドラインにおいて明記すべきである。 すなわち、条例改正案3条6号アにおいて、「事業区域の境界からおおむね300メートル内の区域」（「近隣区域」）に土地建物を所有する者が「近隣住民等」に該当するとされている。また、「事業区域」とは「再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域」を指す（条例改正案3条3号）。しかし、「おおむね300メートル」の「おおむね」が何を意味するかが不明であるし、「おおむね300メートル」の起算点となる「事業区域の境界」がどこになるかも不明である。したがって、条例改正案6号アについては、「おおむね」を削除するほか、「事業区域の境界」がどこを指すか、具体的に明記すべきである。 とりわけ、条例改正案3条6号アは、再生可能エネルギー発電事業の実施により生活環境に影響を受ける蓋然性が高い区域に居住する者等を「近隣住民等」に含める趣旨であることは明らかであるが、このような趣旨に照らせば、「事業区域の境界」とは、再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の境界を指すものであって、再生可能エネルギー発電設備が設置された土地と一体となって事業者が所有又は利用する土地全体を指すべきものではなく、再生可能エネルギー発電設備が設置されていない土地の境界をもって「事業区域の境界」とすべきではない。以上の点については、上記のとおり、明確にするための修正を加えるか、少なくとも、具体的な基準を要綱又はガイドラインにおいて明記すべきである。</p>	

No.	意見	町の考え方
93 続き	<p>8. 現行条例及び条例改正案のいずれも、8条2項において、「事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと町長が判断するとき」には、禁止区域であったとしても事業区域に含めることが許容されている。それにもかかわらず、条例改正案では「抑制区域」との関係で、8条2項と同趣旨の定めが設けられていない。</p> <p>「抑制区域」に指定された区域であったとしても、事業区域に含めることが許容される場合はあると予想されることから、「抑制区域」との関係で、8条2項に相当する条項を定めることが適切と考える。</p> <p>なお、現行条例及び条例改正案においては、「抑制区域」及び「禁止区域」ともに、条例の目的とは必ずしも完全に一致しない他の法令に基づき区域が定められているが、このような画一的な区域設定は、事業と自然環境等との調和を図るという条例の目的（1条）とは必ずしも合致しないものである。そのため、少なくとも、条例改正案においては、個別具体的な事情を踏まえた柔軟な対応を可能とする条項を定めることが必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>9. 条例改正案17条において、再生可能エネルギー発電事業全般について、保証金の預入れが必要とされることになるが、これは、事実上、再生可能エネルギー事業者全般に対して、多額の資産（資本費の100分の5に相当する額以上の額）の固定化という強力な制約を課すものである。今回の条例改正に当たって、届出制を許可制とするのみならず、新たにこのような規制が導入されることは、事実上、再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全を図るという条例の目的（条例1条）を超えて、再生可能エネルギー発電事業者に対して過度に広範な規制を課すものであり、妥当性を余りにも欠くものと考え。したがって、条例改正案17条から17条の4までの保証金に係る規定は、すべて削除すべきである。</p> <p>また、これを削除しないとしても、保証金の対象となる再生可能エネルギー発電事業の種類は、太陽光発電エネルギー事業に限定すべきである。仮に再生可能エネルギー発電事業の種類を限定しない場合であっても、一定規模以上の事業に限って適用されるとすべきである。</p> <p>10. 条例改正案及び条例施行規則改正案において、具体的な定義がない用語も散見されるが、これらについては、再生可能エネルギー特別措置法及び同法に係る政省令のほか、資源エネルギー庁が策定している各種「事業計画策定ガイドライン」に記載されている内容と同様の意義を有するものと理解して差し支えないか。</p> <p>11. 現行条例及び条例改正案のいずれも、附則4項において、既に再生可能エネルギー発電設備を設置し又は設置工事に着手している場合において、「再生可能エネルギー発電設備の増設若しくは更新」により「第3条第2号及び第10条」に該当することになるときは、条例の規制が適用されるとなっている。</p> <p>この点、どのような場合に「増設」や「更新」に該当するかが不明確である。例えば、バイオマス燃料とする発電設備において、設備の「増設」を伴わずにバイオマス燃料を別のバイオマス燃料に変更することは、基本的に周辺環境等に影響を生じるものでもなく、「更新」にも当たらないことから、新たに条例の適用対象とすべきものではない。「増設」や「更新」の定義を明記するか、少なくとも、軽微な事業内容の変更は「増設」や「更新」には当たらないことを明記すべきである。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	

No.	意見	町の考え方
94	<p>附則のなかに、「現在事前協議を開始している事業者については旧条例の規定を適用する」という項があるが、現在石山地区ですすめられている事業は規制強化の対象外となってしまう。</p> <p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
95	<p>附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい。</p> <p>改正条例を3月中に施行してほしい。</p> <p>白老町にこれ以上ふやしてほしくない。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
96	<p>町内メガソーラについての条例改正案を現在計画中の事業にも適用し、改正条例は3月中に施行するよう要望します。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
97	<p>白老町として条例策定の行為は評価されることであるが、条例の決定を速やかに行ない、自然豊かなこの地に居住する者を守ることが必要である。</p> <p>町の魅力である自然、温泉、食などをアピールし住民を増加させるべきであるが、何をとても後手が多いと思われる。</p> <p>他地域では、ソーラー計画の土地を行政が買い戻し、自然を守ろうとするところもあるのに、我が町は先進的なアクションがなさすぎる。</p> <p>せめて今回の条例制定を年度内決定し、年度内施行して、現計画地にも条例の適用を住民全体の意見として、実施されることを期待します。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
98	<p>○現在民間事業者により進められている白老町内6カ所のメガソーラパネル設置に強く反対し、この工事の撤回を求めます。</p> <p>1 泊原子力発電所の再稼働も決まり、北海道内の電力需要は十分である（北電の見解）。</p> <p>2 白老町環境基本条例による「第4条 町の責任と義務」「第5条 事業者の責任と義務」「第6条 町民の責任と義務」中の「第2項」「第10条 環境への配慮等」「第11条 規制等の取り組み」等により、白老町として全力でこの状況に反対してほしい。</p> <p>さらに言えば、「世界における太陽光発電用の結晶シリコンの80%は中国製である」「新疆ウイグル自治区のウイグル人による安い賃金での製品」（『メガソーラーは日本を救うの大嘘』杉山大志）と言われ、他の製品より安価であることから日本においてもその大部分が中国製品を使っているという。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
99	<p>改正目的の主眼は「災害の防止」であるとのこと、差し迫る千島海溝地震の津波を考えると、」住民の安全をうたうのであれば、津波以外の新たな余計なリスクを排除することが急務であるのではないかと、未稼働や計画事業においても、改正条例の適用外すべきでなく、下記を要望する。</p> <p>① 附則を変更し、改正条例を事前協議中の事業にも適用してほしい、</p> <p>② 改正条例の施行日3月中にしてほしい。</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
100	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
101	<p>○附則を変更し、改正条例を計画進行中の事業にも適用してほしい</p> <p>○改正条例を3月中に施行してほしい</p>	<p>【既記載】</p> <p>今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。</p> <p>しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。</p> <p>また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
102	<p>条例の改正を1日でも早く希望します。 白老町もここ2、3年であちこちにソーラーが出来て来ました。ここまでしないとダメなのかなと思ってました。今の環境を保護出来る様に、お願いしたいです。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
103	<p>・発電事業新条例施行について 1. 現在町内で着工計画されている外資系を含む6つの発電事業のメガソーラーが報道され早いもので5月末～本格的に着工工事が始まりますが、附則要綱等の見直しで新条例施行がR8年5月1日で、これらの6つの発電事業には旧条例のままの施工発電事業が出来将来的に色々問題が起こる可能性大と思い、現在計画している事業者に改正新条例を適応を要請します。 1. 「津波によるパネル流失」「パネルの経年劣化」「緑地帯消失」「自然破壊」等、我々の時代は良いとしても豊かな白老の自然が失われて行くのは…豊かな自然を後生に残してやりたい。必ずしも発電事業に反対するものではないが将来的に町民に遺恨を残さぬ様に進めて下さい。 雑感…私達の活動拠点のウヨロ環境トラストまでの道路脇は、3～5年で小規模なソーラーパネルが数多く設置され、イベント等実施時町外の参加者から白老はソーラーパネルが多くなったと言われる事が多くなった。 いずれにしても「自然に溶け込まない」ソーラーパネルはいらない。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
104	<p>附則を改正し、現在計画進行中の事業にも改正条例が適用されるようにしていただきたい。 あわせて、改正条例については3月中の施行をお願いしたい。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>
105	<p>進行中の計画に対しても適用するよう変更してほしい。緑をなぎ払ってパネルを設置してからでは遅いのです。 施行5月では遅いので最短3月中に勇気を持って施行してほしい。 自然、町民の暮らしを守る強い白老町をどうか見せつけてください。よろしく願いいたします。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く多くの町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

No.	意見	町の考え方
106	<p>附則を変更いたし、改正条例を計画進行中の事業にも適用されたい。 改正条例を3月中までに施行されることを要望する。</p>	<p>【既記載】 今回のように義務を課し権利を制限をするなど、大きな変更を伴う条例改正においては一般的に3ヶ月から6ヶ月程度の猶予期間が必要となります。 しかし、今回の改正においては、自然環境と発電事業との調和に対する不安の声が多く町民等から寄せられていることから、猶予期間を縮め、施行日を5月1日として設定しております。 また、協議中の事業者に対する新旧条例の適用判断については工事着手に改めるよう検討をいたします。</p>

※ご意見の中の個人名や事業者名が特定される文言等については、削除もしくは類似の文言に置きかえさせていただいておりますのでご了承願います。